

災害等廃棄物処理基金事業実施要領

第1 趣旨

本事業は、災害廃棄物処理促進費補助金（以下「補助金」という。）を、東北地方を中心とした被災地等の地方公共団体に交付して基金を造成し、この基金を活用することにより、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成23年法律第99号）の趣旨に鑑み、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体である市町村（以下「特定被災地方公共団体」という。）又は特定被災地方公共団体等で構成する一部事務組合及び広域連合が実施する災害廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業を支援する事業（以下「基金事業」という。）を実施することを目的とする。

第2 運営主体

基金の運営主体は、次のとおりとする。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県

第3 基金事業の内容

基金事業は、補助金により第2に定める運営主体となる道県（以下単に「道県」という。）において造成された基金を活用して地方公共団体が行う災害等廃棄物処理事業であって、東日本大震災により生じた災害廃棄物を特定被災地方公共団体（特定被災地方公共団体等で構成する一部事務組合及び広域連合を含む。）が「災害廃棄物処理事業の国庫補助について」（平成19年4月2日付け環廃対発第070402002号事務次官通知）に則り実施するごみ処理事業及びし尿処理事業とし、対象事業の範囲については、別表第1のとおりとする。

第4 基金事業に要する経費

基金事業に要する経費は、別表第2により算出した額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。ただし、基金事業の精算時において生じた1,000円未満の端数はこの限りでない。）とし、対象経費の内容については、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」（平成23年5月2日付け環廃対発第110502003号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）の別紙「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」の第2のとおりとする。

第5 基金の運営

1. 基金の造成

基金は、平成24年度災害廃棄物処理促進費補助金（災害等廃棄物処理基金）交付

要綱（平成 24 年 11 月 12 日付け環廃対発第 121112304 号。以下「交付要綱」という。）に基づき、国からの補助金を受けて造成するものとする。その交付の申請は、交付要綱で定める交付申請書に關係書類を添えて、平成 25 年 3 月 25 日までに環境大臣に提出して行うものとする。ただし、基金の造成にあたり、議会の議決を必要とする場合で、本文の期限により難い場合その他やむを得ない事情がある場合には、別途環境大臣が認める日までとする。

2. 基金の運用方法

基金の運用については、次の方法によるものとする。

- ① 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得
- ② 金融機関への預金
- ③ 信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託（ただし、元本保証のあるものに限る。）

3. 基金の果実

基金の運用によって生じた果実は、基金に繰り入れ、基金事業に要する経費に充てることができる。

4. 基金の取崩し等の制限

基金（基金の運用によって生じた果実を含む。）は、第 3 に掲げる基金事業を実施する場合を除き、これを取り崩してはならない。

5. 基金の残額の取扱い

道県は、計画されている基金事業が全て終了したとき又は基金事業の実施期限を経過したときに、基金に残額がある場合は国費相当額（基金の運用によって生じた果実を含む。）を国庫に返還しなければならない。

6. 基金事業の事業計画等

- ①第 2 に定める道県は、補助金の交付申請時に災害等廃棄物処理基金事業計画書（様式第 1 号）を作成し、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長（以下「廃棄物・リサイクル対策部長」という。）に提出し、その確認を受けるものとする。
- ②道県は、前号の計画を変更しようとする場合には、あらかじめ災害等廃棄物処理基金事業変更計画書（様式第 2 号）を作成し、廃棄物・リサイクル対策部長に提出し、その確認を受けるものとする。
- ③道県は、毎年度末に、当該年度に実施した基金事業について災害等廃棄物処理基金事業状況報告書（各年度報告書）（様式第 3 号）を作成し、当該年度末の翌々月 20 日までに廃棄物・リサイクル対策部長に提出し、その確認を受けるものとする。

7. 基金事業の実施期限

基金事業の実施期限は、平成 25 年度末とする。ただし、実施期限まで実施した基金事業に係る精算手続きについては、当該実施期限の翌年度 5 月末までとする。

8. 基金事業の中止又は廃止

- (1) 道県は、第 5 の 7 の規定にかかわらず、基金事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ災害等廃棄物処理基金事業中止（廃止）承認申請書（様式第

4号)を作成し、廃棄物・リサイクル対策部長に提出し、その承認を受けなければならないものとする。

(2) 廃棄物・リサイクル対策部長は、(1)を承認する場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

9. 基金事業の事故の報告

道県は、基金事業の遂行が困難になった場合のほか、その他事故のあった場合においては、廃棄物・リサイクル対策部長に速やかに報告し、その指示を受けなければならない。

10. 基金事業の終了等

(1) 環境大臣は、次に掲げる場合には、基金事業について終了又は変更を命じることができるものとする。

① 道県が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）、交付要綱若しくはこの要領又はこれらに基づく環境大臣の処分若しくは指示に違反した場合

② 道県が、基金を基金事業以外の用途に使用した場合

③ 道県が、基金事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

④ その他基金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 環境大臣は、(1)の終了又は変更を命じた場合において、期限を付して、基金から支出した金額に相当する金額について、基金に充当することを命ずることができるものとする。

(3) (2)の期限内に基金に充当がなされない場合には、環境大臣は未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利5.0%の割合で計算した延滞金の基金への充当を併せて命ずるものとする。

(4) 基金の解散後において、事業実施者等から返還があった場合には、これを国庫に納付しなければならない。

11. 基金事業の経理等

(1) 道県は、基金事業の経理について、経費ごとに会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の用途を明らかにしておかなければならない。

(2) 道県は、(1)の経理を行う場合は、その支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに基金事業の完了した日（第5の8による基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合及び第5の10による基金事業の終了を命ぜられた場合を含む。）の属する会計年度の終了後5年間、廃棄物・リサイクル対策部長の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。

12. 基金事業の検査等

- (1) 環境大臣は、基金事業の適正を期するために必要があるときは、道県に対し報告を求め、又は環境省職員に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
- (2) 環境大臣は、(1)の調査により、適化法、適化法施行令、交付要綱若しくはこの要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、道県に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

第6 基金事業の実施の方法

道県は、基金事業の実施に係る補助の際には、交付申請その他の手続き等の補助要綱等を定め、実施するものとする。この場合、交付の条件として、適化法、適化法施行令、交付要綱及びこの要領に定める事項を付さなければならない。なお、地方公共団体が第3に規定する基金事業を実施する場合においては、特定被災地方公共団体等で構成する一部事務組合又は広域連合が行った事業により生じた特定被災地方公共団体の負担額についても、基金を財源として当該一部事務組合等を構成する特定被災地方公共団体に補助金の交付を行うことができる。

第7 事業効果の把握

第6の規定により市町村補助事業を実施する場合は、補助を行った市町村における事業の実施により処理された災害廃棄物の処理量のほか関連する効果を把握するものとする。

第8 基金事業の実績報告

- (1) 道県は、基金事業が全て終了したとき又は第5の7で定める基金事業の実施期限を経過したときは、その日（ただし、当該事業費の支出を出納整理期間に行うものである場合には、出納整理期間の末日）から1か月以内に災害等廃棄物処理基金事業実績報告書（様式第3号）を作成し、廃棄物・リサイクル対策部長に提出しなければならないものとする。
- (2) 環境大臣は、(1)の実績報告を受けた場合には、その書類の内容を審査し、必要があるときは、道県に対し報告を求め、又は環境省職員に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させ、その報告に係る基金事業が適正に行われたかどうかを調査することができるものとする。
- (3) 環境大臣は、(2)の調査により、適化法、適化法施行令、交付要綱又はこの要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、道県等に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

第9 財産の管理等

- (1) 道県は、基金事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、基金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって

- 管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- (2) 環境大臣は、道県が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができるものとする。

第10 財産の処分の制限

- (1) 取得財産等のうち、適化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき環境大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円を超える機械器具、備品及びその他重要な財産とする。
- (2) 適化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。
- (3) 道県は、(2)の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付け環境会発第080515002号。以下「財産処分承認基準」という。）に定める別紙様式1による申請書を環境大臣に提出し、その承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、財産処分承認基準に定める包括承認事項に係るものであって、財産処分承認基準に定める別紙様式2を環境大臣に提出し、受理されたものについては、環境大臣の承認があったものとして取り扱うものとする。
- (4) 第10の(2)の規定は、(3)の承認をする場合において準用する。
- (5) (4)に基づく納付については、交付要綱第14条第3項の規定を準用する。

第11 その他

この要領に定めるもののほか、基金事業に関し必要な事項は、大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長が定めるものとする。

別表第1

事業項目	事業名	事業実施主体	事業内容
災害等廃棄物処理事業	ごみ処理事業及びし尿処理事業	地方公共団体	<p>(ごみ処理事業)</p> <p>(1) 特定被災地方公共団体(特定被災地方公共団体等で構成する一部事務組合及び広域連合を含む。以下、この表において同じ。)が実施する大震災により生じた災害廃棄物(自動車、船舶を含む。)の収集・運搬及び処分を行う処理事業(公物管理者が存在する地域において、災害廃棄物を特定被災地方公共団体が実施主体となって処理する事業を含む。)であって、民間事業者及び市町村への委託を含むものとする。</p> <p>(2) 東日本大震災により、特定被災地方公共団体が解体の必要があると判断した家屋・事業所等であって、災害廃棄物として処理することが適当と認められるものについて特定被災地方公共団体が行う解体、収集・運搬及び処分を含むものとする。</p> <p>なお、上記解体処理事業については、個人住宅、分譲マンション、賃貸マンション(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者並みの公益法人等を含む。以下「中小企業者」という。)が所有するものに限る。)、事業所等(中小企業者が所有するものに限る。)並びに地方公共団体の所有に属する建物であって、他の復旧事業の対象とならないもの及び「災害等廃棄物処理事業の国庫補助について」(平成19年4月2</p>

			<p>日付け環廃対発第 070402002 号環境事務次官通知) の別紙の 4 に基づく交付申請時において復旧計画が未定であるものを対象とする。</p> <p>(3) 特定被災地方公共団体内に事業所を有する大企業であって、次の要件のいずれかを満たす場合、大震災により生じたがれきの収集・運搬及び処分を特定被災地方公共団体が実施する場合は対象とする。</p> <p>①東日本大震災発生後 2 月間の売上額若しくは受注額が前年同期に比して 100 分の 20 以上減少したもの</p> <p>②対象事業者と対象特定被災地方公共団体内に事業所を有する事業者との取引依存度が 100 分の 20 以上のもの</p> <p>③対象特定被災地方公共団体内にある企業の事務所の従業員数の割合が 2 割以上のもの</p> <p>(し尿処理事業)</p> <p>東日本大震災により、特定被災地方公共団体が特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等より排出されたし尿の収集・運搬及び処分を行う事業。</p>
--	--	--	---

別表第2

事業項目	事業名	事業実施主体	事業に要する経費
災害等廃棄物処理事業	ごみ処理事業及びし尿処理事業	地方公共団体	「災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金の取扱いについて」(平成19年4月2日付け環廃対発第070402003号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知)の別紙の第1により提出のあった災害等報告書等に基づき、環境省が算出し道県に通知した額

様式第1号（第5の6の①関係）

番 号
平成 年 月 日

環境省大臣官房廃棄部・リサイクル対策部長 あて

道県 of 名称及びその長の氏名 印

平成 年度災害等廃棄物処理基金事業計画書の提出について

標記について、災害等廃棄物処理基金事業実施要領の規定により関係書類を添えて提出します。

記

1. 平成 年度災害等廃棄物処理基金事業計画書

(平成 年度基金の運用計画)

事業区分	基金の保有区分	平成 年度 当初保管額	運用益繰入額	平成 年度 支出予定額	平成 年度 年度末保管額
災害等廃棄物処理基金事業					
合計					

※本表は基金の保有区分ごとに記載すること

※基金の保有区分は実施要領第5の2で定める「基金の運用方法」を参考に記載すること

※運用益繰入予定額は保有区分ごとの利率を参考に見込み額を記載すること

様式第1号(第5の6の①関係)

平成 年度災害等廃棄物処理基金事業計画書

単位:千円

事業主体	全体事業期間	平成23年度 標準税収入	事業費全体額 (想定)	平成 年度事業費

※「事業費全体額(想定)」欄には年度事業費の事業全体の合計額を記載すること。

※適宜行を追加すること。

様式第2号（第5の6の②関係）

番 号
平成 年 月 日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長 あて

道県 of 名称及びその長の氏名 印

平成 年度災害等廃棄物処理基金事業変更計画書の提出について

標記について、災害等廃棄物処理基金事業実施要領の規定により関係書類を添えて提出します。

記

1. 平成 年度災害等廃棄物処理基金事業変更計画書

様式第2号(第5の6の②関係)

平成 年度災害等廃棄物処理基金事業変更計画書

単位:千円

事業主体	全体事業期間	平成23年度 標準税収入	事業費全体額 (想定)	平成 年度事業費

※「事業費全体額(想定)」欄には年度事業費の事業全体の合計額を記載すること。

※適宜行を追加すること。

様式第3号（第5の6の③関係）

番 号
平成 年 月 日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長 あて

道県 of 名称及びその長の氏名 印

平成 年度災害等廃棄物処理基金事業状況報告書の提出について

標記について、再生可能エネルギー等導入推進基金事業及び災害等廃棄物処理基金事業実施要領の規定により関係書類を添えて提出します。

記

1. 平成 年度災害等廃棄物処理基金事業状況報告書

※実施要領第9の規定により実績報告書を提出する場合には、「状況報告書」を「実績報告書」に改める。

(平成 年度基金運用実績)

事業区分	基金の保有区分	平成 年度 当初保管額	運用益繰入額	平成 年度 支出済額	平成 年度 年度末保管額
災害等廃棄物処理基金事業					
合計					

※本表は基金の保有区分ごとに記載すること

※基金の保有区分は実施要領第5の2で定める「基金の運用方法」を参考に記載すること。

※運用益繰入額は、当該年度に基金の運用によって生じた果実の金額を記載すること

※支出済額は、当該年度内に支出負担行為を行い、出納整理期間に支出をしたものを含む。ただし、当該年度に債務負担行為のみをおこなったものについては含まない。

平成 年度災害等廃棄物処理基金事業状況報告書

実施主体	年度	総事業費 A	災害等廃棄物処理 事業費補助金額 B	基金充当額 C	差額 D(A-B-C)	国負担割合 E((B+C)/A)	事業効果			
							災害廃棄物発生量 (千t) F	災害廃棄物処理量 (千t) G	各年度内訳 H	災害廃棄物処理率 (%) I(G/F)
	平成23年度									
	平成24年度									
	平成25年度									
	平成23年度									
	平成24年度									
	平成25年度									
	平成23年度									
	平成24年度									
	平成25年度									
	平成23年度									
	平成24年度									
	平成25年度									

※本表には実績を記載すること。
 ※適宜行を追加すること。

様式第4号（第5の8関係）

番 号
平成 年 月 日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長 あて

道県の名称及びその長の氏名 印

平成 年度災害等廃棄物処理基金事業中止（廃止）承認申請書の提出について

標記について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、災害等廃棄物処理基金事業実施要領の規定により関係書類を添えて提出します。

記

1. 基金事業の事業番号及び名称
2. 中止（廃止）の理由
※具体的に記載する。
3. 中止（廃止）後の措置